# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税の賦課及び徴収に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田町は地方税の賦課及び徴収に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

岐阜県揖斐郡池田町

#### 公表日

令和7年2月20日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	地方税の賦課及び徴収に関する事務
②事務の概要	・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の課税標準、税額の更正若しくは決定に関する事務の処理を行っている。 ・地方税法及び国税徴収法に基づき、町税・国保税の徴収に関する事務の処理を行っている。 ・中間サーバーを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。
③システムの名称	町税・国保税システム、滞納整理システム、口座システム、申告支援システム、住民基本台帳システム、 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	·名
地方税の賦課及び徴収に関	する事務ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表24の項
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に 基づく主務省令第2条の表(48, 49、115、116、130-2の項)
5. 評価実施機関における	5担当部署 5担当部署
①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示	·訂正·利用停止請求
請求先	総務課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	税務課 岐阜県揖斐郡池田町六之井1468-1 0585-45-3111
9. 規則第9条第2項の適	i用 [ ]適用した
適用した理由	

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年2月18日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年2月18日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

### Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 ]		<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク	全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	 手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	フークシステムを通	じた提供を除く。)	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業		٨[ ]	(手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類や ・廃棄書類は、税務課職員が ・マイナンバーがプリントされる を発送することはない。	「自ら処理場に搬入し、焼				
9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部監査	[〇] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	€項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策						
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	に則り、漏えい・滅失・毀損をに、特定個人情報ファイルの・特定個人情報を含む書類のち込み廃棄することで、第三・特定個人情報を含む書類や・USBメモリは、事前に許可使用する場合は、暗号化、なを徹底する運用としている。これらの対策を講じていること	防ぐための物理的安全 滅失・毀損が万が一発生 の廃棄については、当町 者を介することなく、完全 や USB メモリは、施錠す 「を得た媒体のみ使用可 パスワードによる保護等	できる書棚等に保管することを徹底する 。 J能となるよう業務端末上制御を行っている 。また 、			

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長	税務課長 樋口 清久	税務課長 野網 裕由記	事後	①重要な変更に当たらない。 組織変更による軽微な修正の
	Ⅱ-1 対象人数	平成27年2月26日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
平成30年7月2日	Ⅱ-1 取扱者数	平成27年2月26日 時点	平成30年7月2日 時点	事後	
令和1年6月20日	5. 評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	税務課長 野網 裕由記	税務課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ-1 取扱者数	平成30年7月2日 時点	令和1年6月20日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ リスク対策	※項目無し	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年7月30日	Ⅱ-1 対象人数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱ-1 取扱者数	令和1年6月20日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和3年8月19日	I-4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第19条	事前	
	Ⅱ-1 対象人数	令和2年7月30日 時点	令和3年8月19日 時点	事後	
令和3年8月19日	Ⅱ-1 取扱者数	令和2年7月30日 時点	令和3年8月19日 時点	事後	
令和7年2月18日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	IV−11 最も優先度が高いと 考えられる対策	※項目無し	※項目追加	事後	評価書様式の変更
令和7年2月18日	Ⅰ-3 法律令の根拠	の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表24の項	事後	別表第二廃止により
令和7年2月18日	1-4 法令上の依拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第19条 第8号 別表第二(27、28、29、80、82、94、 95の項)		事後	別表第二廃止により
令和7年2月18日	Ⅱ-1 対象人数 時点	R3.8.19	R7.2.18	事後	上記変更にあわせ更新
令和7年2月18日	Ⅱ-2 取扱者数 時点	R3.8.19	R7.2.18	事後	上記変更にあわせ更新